

那須塩原市木の俣園地条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(使用料) 第9条 駐車場を利用する者は、規則で定める期間にあっては、1台につき1回当たり<u>1,000円</u>の使用料を納付しなければならない。 2～4 (略)	(使用料) 第9条 駐車場を利用する者は、規則で定める期間にあっては、1台につき1回当たり<u>500円</u>の使用料を納付しなければならない。 2～4 (略)